

小樽商科大学 課外活動時のルール（屋外・屋内共通）

1. 課外活動を行うにあたり活動を認める場所・人数の条件は次のとおりとし、学内施設の希望日時が重複した場合は、大学または学生自治会が調整する。また、活動日ごとに参加者名簿を作成し、2週間程度保存すること。（学生支援係への提出は不要）

（1）合宿所を除く本学課外活動施設及び大学が認めた場所での活動であること

（2）活動可能人数は以下を目安とする。ただし、活動場所の広さに応じて、後述する「7. 十分な距離の確保」を保て、かつ必要最低限の人数の範囲内での活動であること（利用施設によっては更に人数を制限する場合がある）

屋外・・・100名

屋内・・・第一体育館アリーナ 50名

・・・第二体育館アリーナ 25名

・・・第一体育館1階武道場 15名

・・・第二体育館1階・地階トレーニング室 5名

・・・大学会館多目的ホール 15名

・・・サークル会館大練習室 15名

・・・サークル会館共用室、練習室 5名

・・・弓道場 15名

・・・祝津マリーナヨット艇庫 20名

・・・茨戸ボート艇庫 20名

（3）必要事項の届出を確実にし参加者全員が本ルールを遵守して活動すること

2. 以下の事項に該当する参加者は、自主的に活動への参加・施設の利用を見合わせる（利用当日に、代表者が責任をもって参加者全員に書面等で確認を行うこと。体調不良者等には参加の見合わせを求め、くれぐれも活動への参加を強制することがないようにすること。）

☐ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

☐ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

☐ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

3. 不織布マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）

4. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること（各所に消毒用ハンドスプレーを設置済み）

5. 物品・器具等を使用して活動を行う場合は、活動開始前・活動終了後に、利用者の責任において、使用する物品・器具等の消毒を確実に行うこと（消毒用品として、マイペット等の洗剤やタオルを持参すること）
6. 屋内施設の場合はこまめに換気すること
7. 十分な距離の確保
 - ☐ 感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること（感染予防の観点からは、少なくとも2 m、短時間でも1 m以上）を空けることが望ましい
 - ☐ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - ☐ マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること
- (※) 熱中症防止のため、屋外では、人との距離が2メートル以上ある場合、気温や湿度等の状況に応じてマスクを外すこと。また、マスクをしている場合はなるべく激しい運動を避け、こまめに水分を補給すること。
8. 大声での発声や声援、歌唱等を伴う活動を行う場合は、可能な限りマスクを着用し、少なくとも2 m以上の間隔を空け、向き合わず同一方向を向く形で行うこと
9. タオルは各自持参し、共用はしないこと
10. 水分補給をする際は、周囲に人がいる場合、なるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
11. 口や飛沫が触れる物を複数人で使い回さないこと
 - ☐ 水筒やペットボトル等は各自で持参し、複数人での回し飲みはしないこと
 - ☐ 飲みきれなかったスポーツドリンク等は持ち帰ること
 - ☐ マイクを使う場合は共用を避け、使用者ごとに消毒すること
 - ☐ 直接口が触れる楽器は共用をしないこと
12. 更衣室の使用は、以下の条件を守ること
 - ☐ マスクを着用の上、人との距離を確保し、会話せず短時間で利用を終えること
 - ☐ ビニール袋を持参し、着替えを椅子等には置かず、袋に入れて使用すること
13. シャワー室の利用は、以下の条件を守ること
 - ☐ 会話をせず、短時間で利用を終えること

14. 部活・サークルにおける合宿を実施する場合は、以下の条件を守ること
- ☐ 学外活動届等、大学が指定する書類を提出すること
 - ☐ 合宿中の感染を防止する対策を講じること
 - ☐ 宿泊する部屋は、部屋の広さに応じた人数までとし、三密（密閉・密集・密接）を回避すること
 - ☐ 宿泊部屋でも必ず感染対策を講じて生活すること
 - ☐ 合宿中に感染者が発生した際に速やかな対応を行うための連絡体制を整備すること
 - ☐ 合宿を予定している地域の感染レベルが北海道における感染ステージ 3 と同等以上となった場合は、当該合宿を中止すること。
- (※) 本学の BCP レベルが 2 以上になった場合は、許可済みの案件についても不許可とする。
15. 遠隔地での大会出場のため宿泊が必要な場合は、以下の条件を守ること
- ☐ 学外活動届等、大学が指定する書類を提出すること
 - ☐ 宿泊する部屋は、部屋の広さに応じた人数までとし、三密（密閉・密集・密接）を回避すること
 - ☐ 宿泊部屋でも必ず感染対策を講じて生活すること
16. 課外活動前後の会食・飲食は、以下の条件を守ること
- ☐ 感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、大声を出さず、会話の時は不織布マスクを着用すること
 - ☐ 全国で大学生の課外活動に伴う会食・飲食によってクラスターが多数発生していることから、感染予防対策が徹底されない会食・飲食は実施しないこと
17. 活動後 2 週間以内に活動参加者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、学生支援課学生支援係（夜間・休日の場合は、警備員室 Tel 0134-27-5226）に至急連絡し、大学から指示があるまでの間、活動を中止すること

【学生支援課学生支援係】

- ・ T E L : 0134-27-5245
- ・ メールアドレス : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

【夜間・休日担当電話（警備員室）】

- ・ T E L : 0134-27-5226

なお、活動時・施設利用時に上記の全てまたは一部の事項の遵守がなされず、感染防止策が十分講じられていないと大学が判断した場合、学内施設利用禁止や活動停止等の処分がなされる可能性があるため、十分注意すること。

また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、再度活動の中止や制限を求める場合がある。